社会的責任と新たな資金の流れについて - 議論のポイントと政策の方向性 -

平成 15 年 7 月 23 日事務局

前回研究会(6月16日)では、当方よりお示ししたメモについてご意見いただいたところ。それを踏まえ、かつ、政策の方向性についてもこれまでのご報告にあったものを含めて拡充する形で、改訂版を作成。

. 社会的責任と新たな資金の流れに関する議論のポイント

1. 社会的責任の担い手は多様になっている。

- ・ 政府は本来的に社会的な責任を果たすもの。
- ・ 企業の社会的責任(CSR)が重要な価値概念として登場。
- NPOなどの新たな主体も現れている。

(注)最近「社会的責任」という言葉は、企業の社会的責任について指すことが多いが、ここでは、政府やNPOなども社会的責任を果たす主体と考える。

2. 社会的責任の内容も多岐にわたる。

- ・ 政府だけではな〈企業やNPOなどが、それ自体公共性のある事業を行うことで担う社会的責任。
- ・ 私的な利益を求める通常の企業活動に伴って果たされる社会的責任(CSR)。

(注1)社会的責任という概念は、経済学での「公共財」「外部経済」の考え方に近い。

	公共財			外部経済
	排除不可能	排他性なし		
		混雑なし	混雑あり	
国防、外交、司法制度				
一般道路、公園				
高速道路、上下水道				
教育、育児支援、福祉				
ESCO事業者による省エネ事業				
企業の社会的責任(法令遵守、環				
境配慮、雇用機会均等)				

外部経済によって生じる社会的な有用性(例:省エネの進展によって生まれる効率的な社会)は、一種の公共財とも考えられる。

野口悠紀雄「公共政策」p156 の図に基づき加筆、修正。

(注2)企業の社会的責任は、企業が本来の事業に伴って果たすべき責任であり、事業自身 が公共性を帯びているものとは異なっている。

3. 市民の働きかけで企業や社会の活動が変わり、豊かな社会が実現。

- ・ 株式投資、議決権行使を通じて、CSRを果たすよう企業に働きかける。
- ・ 公共性のある事業の枠組みの中に個人投資家、市民の声が反映される。

4. <u>しかし、現状では社会的責任に基づく資金の流れは変わっていない。合理的など</u>ジネスとのパランスが必要か。

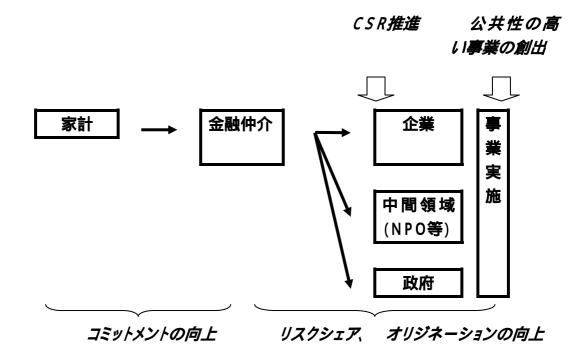
- CSRを果たす企業に対する株式投資は伸びているが、まだまだ小規模。
- ・ 公共性のある事業で一定の収益を確保できるものは存在。しかしながら、必要な事業に適切に資金が流れているか疑問。
- ・「CSRを果たすことは企業がビジネスを行う上で必要」という環境、収益性・ 公共性が両立する事業に資金が流れる環境の整備が必要ではないか。

5. <u>ビジネスに基づいた資金が流れるためには、資金拠出、事業の実行、事業創出とリスク分担に着目した三位一体の考え方が必要。</u>

- ・ 資金の出し手のコミットメント、資金を受けて事業を担う主体の責任履行、それを支える事業のオリジネーションとリスクシェアの機能を一体的に高めることが必要。
- こうした取り組みを通じて、資金の流れが大きく変わることを期待。
- ・ 寄付などの正の収益を求めない資金、消費としての性格の強い資金について、規模・将来の可能性を見極め、どのように活用するか要検討。

. 政策の方向性

上記議論のポイントを踏まえ、政策の方向性について整理すると、 ~ の施策が必要とされているのではないか。



- (注)企業の行うCSRの推進と公共性のある事業の創出に対する政策は、以下の理由から 質的に異なって〈る。
 - CSRは自らの存在を賭けてあくまで個々の企業が主体となって行うもの。大企業は特にそう。一方、3セクやPF!は存在するとは言え、公共性のある事業の多くはこれまで政府の関与が大きかったもの。
 - C S R を評価基準として主に株式に投資する社会的責任投資 (S R I) については、株式投信を通じたリスクシェア、グッドバンカーなどの調査会社によるオリジネーションの仕組みは存在。

CSR(企業の社会的責任)の推進

- ▶ 年金基金の開示基準策定(英国での年金法改正などを踏まえ)
- ➤ 企業の情報開示の促進(CSR報告書ガイドラインの作成)
- ➤ 政府系金融機関の融資可能性(CSRパフォーマンス評価スキームの導入)
- ▶ 積極的な議決権行使を促すための方策の検討

コミットメント(家計が資金を出す)機能の向上

家計のリスク回避嗜好を変えるものは何か(金銭的なリターン、社会的な貢献 意識、貢献についてのお墨付き)を検討し、資金を性質毎(リターンを求める投融 資資金、寄付)に整理。次にそうした資金について家計のコミットメントを如何に高 めるかの政策対応を議論。

- ▶ 税制によるコミットメント強化(社会的責任を果たす事業への投資に際してのキャピタルロスを税額控除(西村清彦東大教授による社会投資ファンド構想)、株式などリスク資産の贈与を促進するインセンティブ)
- ▶ リターンを求めるのではな〈資金を出すこと自体に意味があるとする動きを刺激するための方策の検討(環境への支出を行うことを政府がどの程度オーソライズできるか)

リスクシェア機能の向上

オリジネーション(投融資案件の発掘とそれを売買可能な資産に仕立てる)機能 の向上

- ▶ 社会的責任を果たす公共性の高い事業への資金供給支援(ファンド設立と政府 系金融機関による出資、ESCO事業支援)(資金の出し手のニーズも踏まえたも のになれば、にも資する)
- ➤ Equity, debt を含む多様な資金からなるファンドを組成する際の複雑な契約のガイドライン作成(事業失敗時における担保確保などの対応策、バックアップライン設定・裏書など確実な資金調達を担保するための方策)
- ▶ 新たな資金仲介主体を預金保険など既存の金融システムに組み込む(要件を満たす市民バンクを信用組合に認定)
- ▶ 金融面・事業面での継続的な支援・アドバイスのできる中間支援機関構築(特に 小規模なコミュニティビジネスで必要性大)
- ▶ PFIの対象と内容、民活法の改正方向についての検討

社会的責任を果たすような公共性の高い事業の創出(で述べたCSRの推進とは異なり、事業それ自体に公共性が求められることに留意)

- ▶ 政府調達において、グリーン調達に加えて社会的責任調達を導入
- ▶事業創出に資する規制緩和(高齢者移送サービスへの参入規制、保育サービス 実施に係る各種規制、自家発電力購入の枠組み)
- ▶ 企業、政府、その中間領域がそれぞれ連携する事業への支援(産業クラスターに

おける企業とNPOとの連携支援、財政規模縮小が確実な中山間地域における行政サービスのNPOなどによる代替支援)

- ▶ NPOが優遇税制を受ける際の厳しい要件の緩和
- ▶ 基本財産を持てる中間法人制度の活用(非営利団体にとっては現状では厳しい税負担)